

落札者決定基準

工事件名： 目黒区立碑文谷体育館空調設備改修工事

本工事における落札者決定基準は、以下のとおりとする。

1 評価の方法

価格点、施工能力評価点及び地域貢献評価点を合計した評価値によって評価する。

2 価格点の算定方法

価格点の算定は以下のとおりとする。

$$13 \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) \div (\text{予定価格} - \text{基準価格})$$

3 施工能力評価点の評価

施工能力評価点は、工事成績評価点（13点満点）、配置予定技術者の資格点（3点満点）及び配置予定技術者の実績点（2点満点）の合計とする。

4 工事成績評価点の算定方法

工事成績評価点は、工事成績点の平均に応じて、次表のとおり算定する。

工事成績点の平均	工事成績評価点
60点以上 65点未満	1
65点以上 67.5点未満	2
67.5点以上 70点未満	3
70点以上 71点未満	4
71点以上 72点未満	4.5
72点以上 73点未満	5
73点以上 74点未満	5.5
74点以上 75点未満	6
75点以上 76点未満	7
76点以上 77点未満	8
77点以上 78点未満	9
78点以上 79点未満	10
79点以上 80点未満	11
80点以上 100点以下	13

工事成績点の平均は、5年前の日の属する年度の4月1日から区が指定する日までに検査が完了した工事のうち、直近3件の工事成績点の相加平均とし、算定した数に小数点2位以下の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。ただし、工事成績点が60点未満

のものは、当該工事成績点を0点とし、直近工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき60点として算定するものとする。なお、工事成績点は、区の発注工事のみを対象とする。

(注) 区が指定する日は、対象工事ごとに定めるものとし、入札の公告を開始した日から起算して30日前の日とする。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京電子自治体共同運営の建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種区分で、以下の業種工事とし、これら以外の工事成績は評定点算定の対象としない。

「工事成績評価点の算定対象となる工事：空調工事」

5 過去の工事成績評定通知書の総評定点は目黒区総務部契約課契約改善・検査担当に問い合わせることができる。

6 配置予定技術者の資格点の算定方法

配置予定技術者の資格点については、建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種である以下に示す工事の技術者要件となる資格について資格点の算定対象とし、これ以外の工事の資格は資格点算定の対象としない。

「資格点算定対象となる資格：管工事業の技術者要件となる資格」

上記の算定対象となる資格について、以下のとおり資格点を算定する。

○1級技術者の場合：3点

この場合の1級技術者とは、建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。

○2級技術者の場合：2点

この場合の2級技術者とは、建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者をいう。

○その他の技術者の場合：1点

この場合のその他の技術者とは、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者をいう。

なお、配置予定技術者が複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つのみを資格点の算定対象とし、これ以外の資格については算定対象としない。

資格点の区分・点数は下表のとおりである。

1級技術者	3点
2級技術者	2点
その他の技術者	1点

7 配置予定技術者の実績点の算定方法

配置予定技術者の実績点については、CORINSに登録された工事のうち、以下に示す同種工事及び類似工事を実績点算定対象とし、これら工事以外の実績については実績点算定の対象としない。

「実績点算定の対象となる同種工事：空調設備工事 3,000万円以上」

「実績点算定の対象となる類似工事：空調設備工事 1,500万円以上」

上記の算定対象となる配置予定技術者の実績について、以下のとおり実績点を算定する。

○同種工事において監理技術者として係わった場合：2点

○同種工事において主任技術者として係わった場合：1.5点

○同種工事において担当技術者として係わった場合：1点

○類似工事において監理技術者として係わった場合：1.5点

○類似工事において主任技術者として係わった場合：1点

○類似工事において担当技術者として係わった場合：0.5点

実績点の配点は次表のとおりである。

	担当した役割			
	監理技術者	主任技術者	担当技術者	なし
同種工事(案件毎に指定)	2点	1.5点	1点	0点
類似工事(案件毎に指定)	1.5点	1点	0.5点	0点

8 地域貢献評価点の算定方法

地域貢献評価点は、書類提出時に区と災害時における協定を締結している場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合に2点とする。

9 落札者の決定方法

価格点、施工能力評価点及び地域貢献評価点の合計点である評価値の最も高いものを落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

10 この基準に記載されている用語の定義及び内容は、「目黒区施工能力審査型総合評価方式の実施に関する要綱」のとおりとする。